

慢性閉塞性肺疾患の潜在的な患者に対する 適切な対応を求める要望意見書

慢性閉塞性肺疾患（以下、COPDという。）は、主として、たばこの煙やPM2.5などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としてはせき、たん、息切れを特徴とします。現在、COPDは、健康日本21において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置づけられています。COPDでは、肺泡が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下します。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺泡）は、治療では元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防することが大切になります。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されています。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患や脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されています。日本COPD疫学研究の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされていますが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人とどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断と早期治療への取組の強化が必要です。

よって、国におかれましては、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、下記の事項について特段の対応するよう要望いたします。

記

- 1 地域の医療機関へのCOPDを診断するスパイロメーターの配備を支援するとともに、正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知を徹底すること。また、肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及など、地域におけるCOPDの検査体制を強化すること。
- 2 地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や、保険者努力支援制度のインセンティブ制度を導入すること。COPD関連の厚生労働科学研究費等の研究資金の確保や、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制を強化するなど、受診勧奨対策と重症化予防対策を推進すること。
- 3 COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識、経験に基づく適切な指導の展開や、幅広い年齢層に対する教育や研修を推進すること。また、COPDの認知度向上、死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援など、COPDに対する認知度やヘルスリテラシーを向上させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣